

公益社団法人 伊豆の国市シルバー人材センター事務費規程

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人伊豆の国市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が、仕事の発注者より徴収する事務費又はセンター業務委託料（包括的契約による場合に限る。）に関し、必要な事項を定める。

（事務費又はセンター業務委託料の徴収）

第2条 事務費は、センターが取り扱う仕事の引受けと、それを実際に行う会員への仕事の提供に要する諸経費及び法人運営に要する諸経費として仕事の見積り総額に含めるものとし、仕事が完了した都度センターが徴収する。

2 センター業務委託料は、センターが、発注者と締結した包括的契約に基づき会員業務を実施する会員の選定等に要する諸経費等として仕事の見積り総額に含めるものとし、仕事が完了した都度センターが徴収する。

3 事務費又はセンター業務委託料は、仕事の見積り総額に含めるものとする。

（事務費又はセンター業務委託料の額）

第3条 事務費の額は、公益目的事業（実施事業等）の実施に要する適正な費用を償う額を超えない額及び法人運営上に要する適正な費用を限度とする。

2 事務費の額は、受注額（配分金に相当する見積額）のおおむね10%から20%までとし、理事会において定める。

（センター業務委託料の額）

第3条の2 センター業務委託料の額は、受注額（会員業務委託料に相当する見積額）の10%から20%までとし、理事会において定める。

2 理事長は、前項の規定により算出した額が、センター業務として受託した仕事の内容から、発注者と締結した包括的契約に基づき会員業務を実施する会員の選定等に要する諸経費等に充てる額として過不足が認められるなど相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらずセンター業務委託料の額を決定することができる。この場合において、理事長は、決定したセンター業務委託料の額及びその決定理由を理事会に報告するものとする。

3 センターは、会員業務の実施に必要となる材料等の購入等に要する費用に相当する額を発注者に請求する場合には、当該発注者と合意した額を限度として第3条の2第1項及び第2項で決定した額に加算することができる。

（事務費又はセンター業務委託料の使途）

第4条 事務費又はセンター業務委託（第3条の2第3項で決定した額を除く。）は、センターの事業を遂行するための経費に充てる。

（委任）

第5条 この規程に関して必要な事項は、理事会で定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

（施行期日）

この規程は、令和6年4月1日より施行する。

（施行期日）

この規程は、令和8年4月1日より施行する。